

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針
意見募集の趣旨	令和元年度に策定した「静岡県地域日本語教育推進方針」を、方針策定後の状況変化や関係者の日本語教育への関心の高まりを踏まえて見直し、対象分野を拡大して、新たに「静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定します。
意見の提出期間	令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで
意見の提出方法	<p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県知事直轄組織地域外交局多文化共生課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2542</p> <p>3 電子メールの場合 tabunka@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県知事直轄組織地域外交局多文化共生課 電話番号 054-221-3316 メールアドレス tabunka@pref.shizuoka.lg.jp</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答しませんので御了承ください。 ・ 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただけますようお願いいたします。